

2025. 7. 19

ラッセル・インベストメント 日本株式ファンド(DC向け)

追加型投信／国内／株式

◆この目論見書により行う「ラッセル・インベストメント日本株式ファンド(DC向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月18日に関東財務局長に提出しており、2025年7月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025年7月18日
発行者名	: ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長兼CEO 山本 圭志
本店の所在の場所	: 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

ラッセル・インベストメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	72
第三部【委託会社等の情報】	73
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

※原則として、取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

(7)【申込期間】

2025年7月19日から2026年1月16日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

＜ホームページアドレス＞<https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信		株 式
	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
大型株	年 2 回	日本	
中小型株	年 4 回	北米	
債券 一般	年 6 回 (隔月)	欧州	
公債	年 12 回 (毎月)	アジア	
社債	年 12 回 (毎月)	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

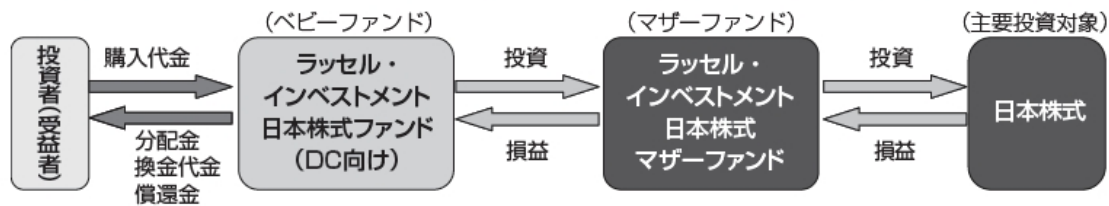
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

◇日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

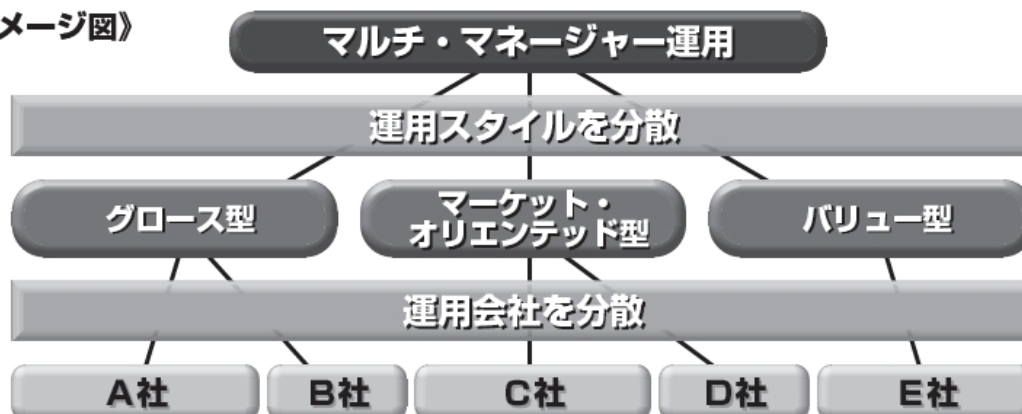


◇TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

●世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

《イメージ図》



<運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型 : 特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型 : 特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型 : 「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

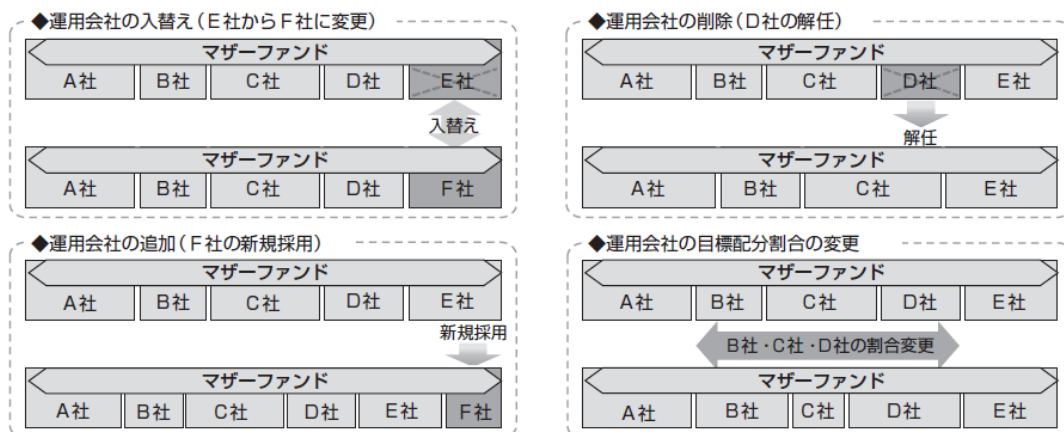
※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。
 以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



- 運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。
 運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2025年7月18日現在の状況は以下のとおりです。

《ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社／投資助言会社)	目標配分割合
グロース(成長)型	アセットマネジメントOne株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
	ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド(ケイマン)《投資助言》 ^(注1)	11.5%
バリュー(割安)型	SOMPOアセットマネジメント株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	25.5%
	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	8.0%
マーケット・オリエンテッド型	スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
	M&Gインベストメンツ(ユーエスエー)インク(米国)《投資助言》 ^(注1)	17.0%
ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	5.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

■分配方針

年1回の決算時(毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2004年1月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2016年7月16日

- ・ファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）

旧名称：ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）

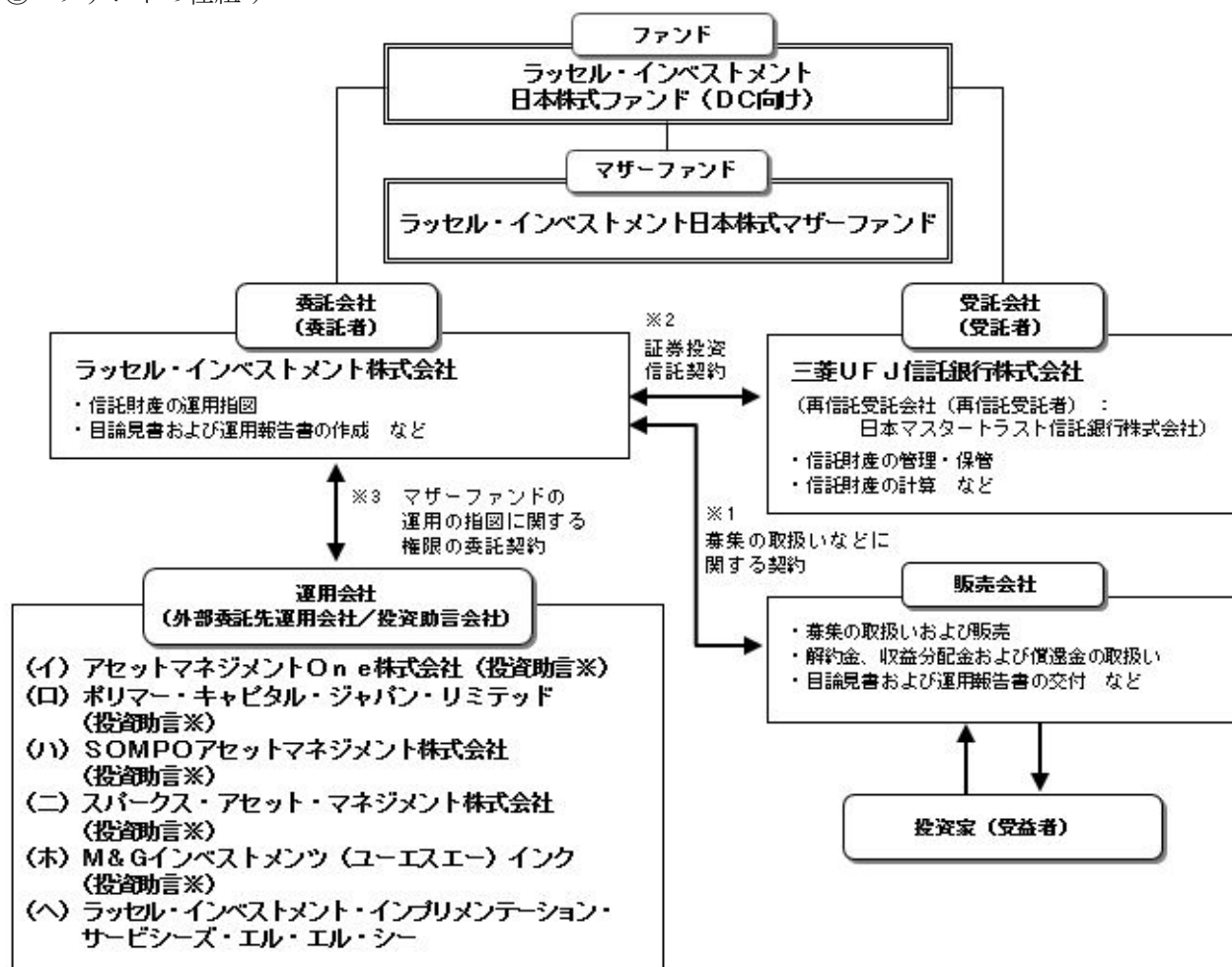
- ・マザーファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

旧名称：ラッセル 日本株式マザーファンド

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

（注）上図は、2025年7月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2025年7月18日現在のものと異なることがあります。

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

② 委託会社の概況（2025 年 4 月末現在）

1) 資本金の額

490 百万円

2) 沿革

1999 年 3 月 9 日： フランク・ラッセル投信株式会社設立

1999 年 3 月 25 日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

1999 年 11 月 15 日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録

2000 年 1 月 27 日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得

2002 年 7 月 18 日： 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更

2006 年 2 月 16 日： 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更

2006 年 3 月 1 日： ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併

2007 年 12 月 21 日： 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	34,090 株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は 2025 年 3 月末現在で約 50 兆円となっています。当グループの創立は 1936 年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①主としてラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ②株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。
- ④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑤資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

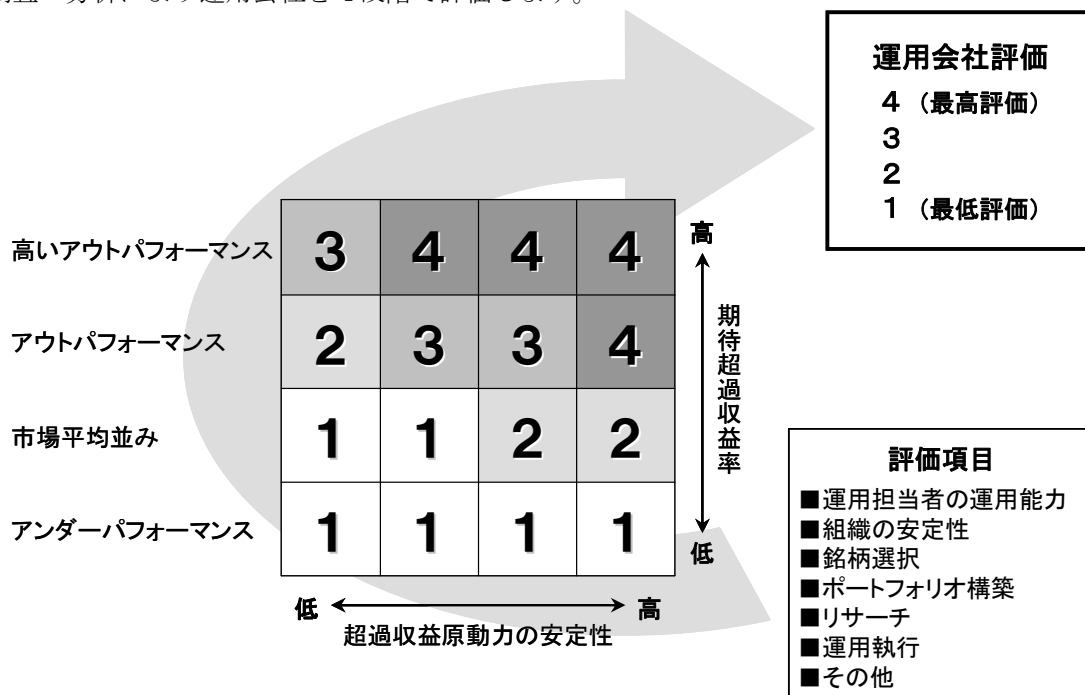
1) ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけでなくとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、日本株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（T O P I X（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

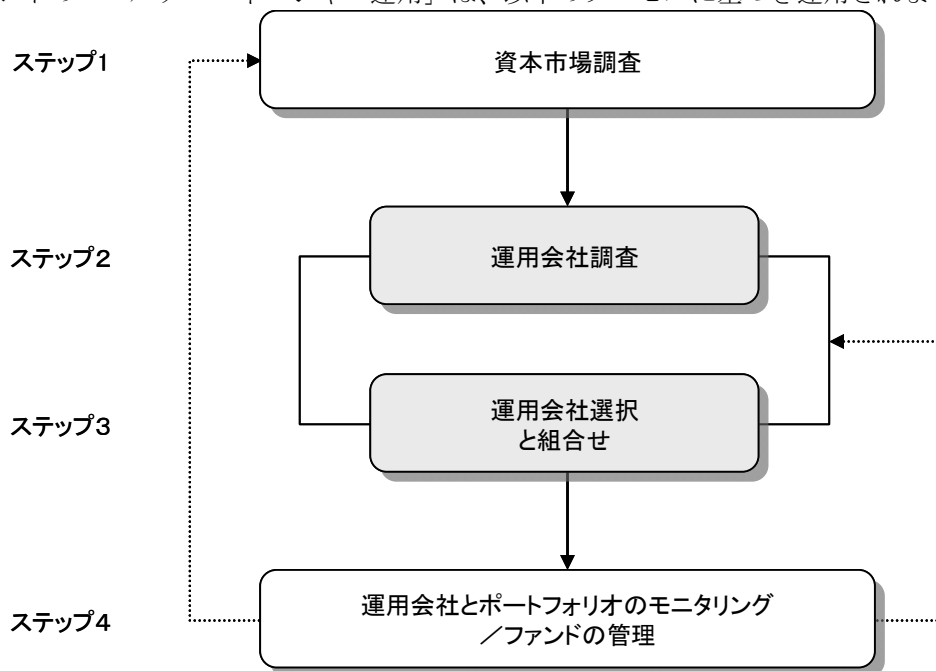
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

2) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

日本株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、日本の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、日本株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

＜ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）＞

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分(イ)に該当するものを除きます。)
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 ② 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ③ T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。 ④ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。 ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2025年7月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》[投資助言]※
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ロ)	商号：	ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド《ケイマン》[投資助言]※
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ハ)	商号：	SOMPOアセットマネジメント株式会社《日本》[投資助言]※
	投資助言内容：	バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用
(ニ)	商号：	スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》[投資助言]※
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ホ)	商号：	M&Gインベストメント（ユーエスエー）インク《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ヘ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）一即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント^(注)） 4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。 5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。 （注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

<委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

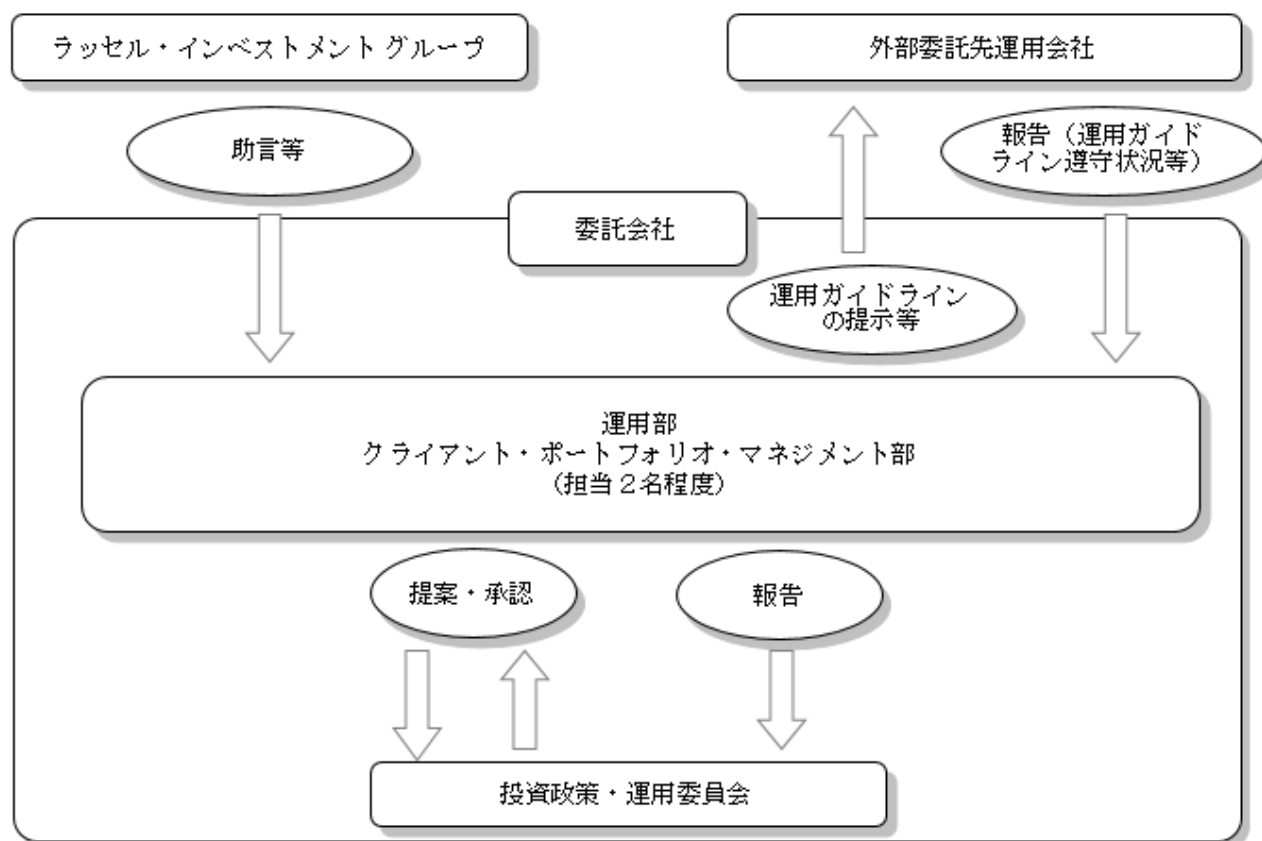
（３）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

- ・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時（4月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）＞

- 1）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2）投資信託証券（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 4）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5）委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

6）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7）信用取引の指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号（ただし、第 3 号に規定する「前 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる取引」は「前 2 号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) 資金の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当り担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

<主な変動要因>

① 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

④ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

⑥ 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

⑦ 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

- ・ 外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・ 委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・ 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・ 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・ グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

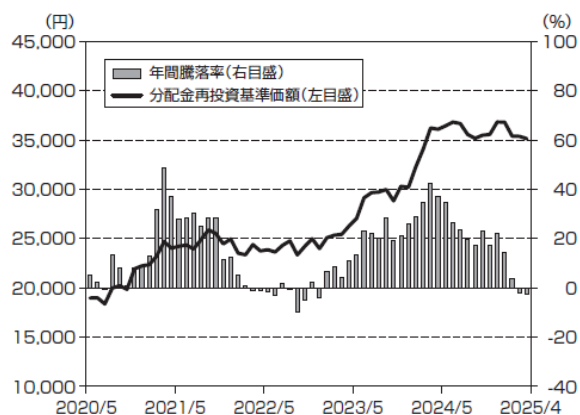
①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記体制は 2025 年 4 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

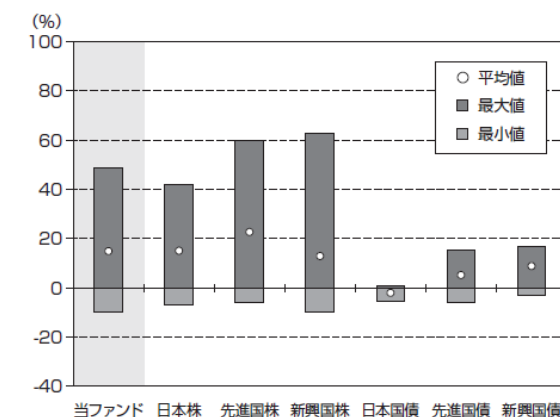
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2020年5月末～2025年4月末)



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年5月末～2025年4月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	14.9	15.1	22.7	12.9	-2.0	5.2	8.9
最大値	48.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-9.8	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

日本株 …… TOPIX (配当込み)

先進国株 …… MSCI KOKUSAI (配当込み)

新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 …… FTSE 新興国市場国債インデックス (円ベース)

➤ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」といいます。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属しています。また、NFRは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.298%（税抜 1.18%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率 0.660%（税抜 0.60%）
販売会社	年率 0.550%（税抜 0.50%）
受託会社	年率 0.088%（税抜 0.08%）

役務の内容	
委託会社	当ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社である R I I S への報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I S が他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額は R I I S と当該運用会社との間で別途定められ、R I I S が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
- ② 当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《確定拠出年金でない場合》

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

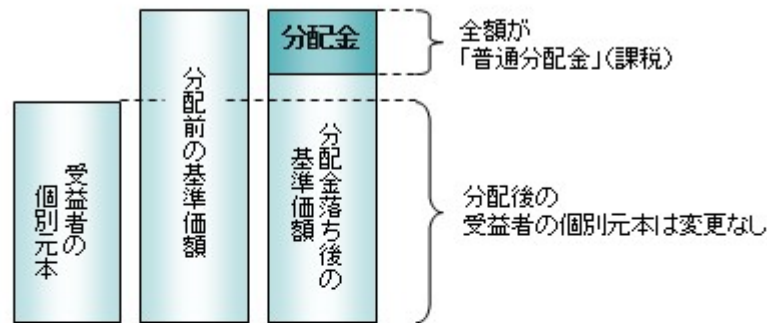
1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

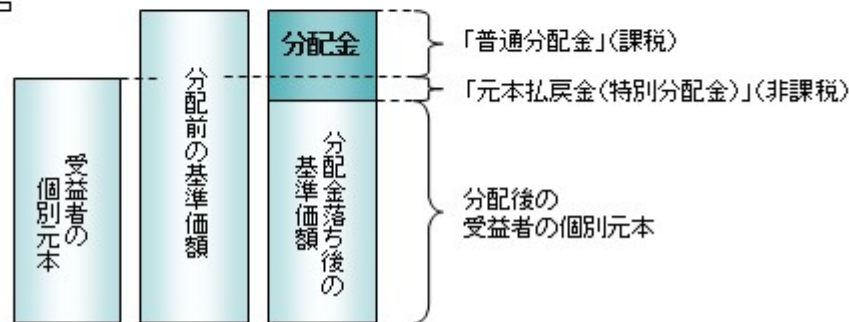
- ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
 - 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 4 月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2024年4月19日～2025年4月18日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.30%	1.30%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）】

以下の運用状況は 2025 年 4 月 30 日現在です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,296,927,987	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△5,071,249	△0.04
合計(純資産総額)		12,291,856,738	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	2,697,522,921	4.3573	11,753,916,624	4.5586	12,296,927,987	100.04

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025 年 4 月末日および同日 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1 口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
13 期	(2016 年 4 月 18 日)	4,600,353,258	4,600,353,258	1.4421	1.4421
14 期	(2017 年 4 月 18 日)	5,371,380,328	5,371,380,328	1.6676	1.6676
15 期	(2018 年 4 月 18 日)	6,798,082,993	6,798,082,993	2.0377	2.0377
16 期	(2019 年 4 月 18 日)	6,587,099,932	6,587,099,932	1.9282	1.9282
17 期	(2020 年 4 月 20 日)	5,736,598,865	5,736,598,865	1.7131	1.7131
18 期	(2021 年 4 月 19 日)	8,248,347,809	8,248,347,809	2.4726	2.4726
19 期	(2022 年 4 月 18 日)	8,085,223,519	8,085,223,519	2.3596	2.3596
20 期	(2023 年 4 月 18 日)	9,149,378,221	9,149,378,221	2.6000	2.6000
21 期	(2024 年 4 月 18 日)	12,535,468,874	12,535,468,874	3.5128	3.5128
22 期	(2025 年 4 月 18 日)	11,723,486,082	11,723,486,082	3.3588	3.3588
	2024 年 4 月末日	12,891,469,851	—	3.6082	—
	5 月末日	13,006,998,442	—	3.6421	—
	6 月末日	13,117,443,632	—	3.6812	—
	7 月末日	13,048,905,927	—	3.6665	—
	8 月末日	12,662,177,684	—	3.5558	—
	9 月末日	12,497,725,019	—	3.5155	—
	10 月末日	12,567,115,884	—	3.5478	—
	11 月末日	12,533,896,072	—	3.5558	—
	12 月末日	12,895,170,622	—	3.6827	—
	2025 年 1 月末日	12,837,985,380	—	3.6802	—
	2 月末日	12,315,194,892	—	3.5392	—
	3 月末日	12,316,666,710	—	3.5362	—
	4 月末日	12,291,856,738	—	3.5128	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
13期	△14.2
14期	15.6
15期	22.2
16期	△5.4
17期	△11.2
18期	44.3
19期	△4.6
20期	10.2
21期	35.1
22期	△4.4

（注1）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
13 期	912, 675, 068	776, 545, 654
14 期	638, 526, 075	607, 631, 608
15 期	720, 701, 125	605, 523, 707
16 期	639, 991, 903	559, 934, 185
17 期	682, 910, 523	750, 493, 815
18 期	702, 575, 149	715, 306, 198
19 期	704, 784, 927	614, 075, 439
20 期	548, 178, 958	455, 701, 527
21 期	663, 409, 824	613, 920, 324
22 期	523, 790, 385	601, 938, 307

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考)

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 4 月 30 日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	38,439,730,960	96.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,488,847,506	3.73
合計(純資産総額)		39,928,578,466	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,358,895,000	3.40

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	393,700	3,466.00	1,364,564,200	3,771.00	1,484,642,700	3.72
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	291,700	3,400.00	991,780,000	3,518.00	1,026,200,600	2.57
3	日本	株式	オリックス	その他金融業	352,200	2,820.50	993,380,100	2,851.00	1,004,122,200	2.51
4	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	421,600	2,043.00	861,328,800	2,114.50	891,473,200	2.23
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	321,200	2,544.00	817,132,800	2,729.00	876,554,800	2.20
6	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	485,200	1,685.56	817,834,650	1,803.50	875,058,200	2.19
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	88,500	7,416.00	656,316,000	7,942.00	702,867,000	1.76
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,482,700	150.30	673,749,810	149.30	669,267,110	1.68
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	116,400	5,291.00	615,872,400	5,708.00	664,411,200	1.66
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	404,400	1,394.50	563,935,800	1,453.00	587,593,200	1.47
11	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	154,000	3,343.00	514,822,000	3,525.00	542,850,000	1.36
12	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	155,900	3,230.00	503,557,000	3,400.00	530,060,000	1.33
13	日本	株式	京セラ	電気機器	291,900	1,654.00	482,802,600	1,692.00	493,894,800	1.24
14	日本	株式	アイシン	輸送用機器	269,900	1,506.50	406,604,350	1,811.50	488,923,850	1.22
15	日本	株式	村田製作所	電気機器	217,400	2,103.50	457,300,900	2,214.00	481,323,600	1.21
16	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	65,800	6,810.00	448,098,000	7,164.00	471,391,200	1.18
17	日本	株式	三菱地所	不動産業	187,400	2,505.50	469,530,700	2,505.00	469,437,000	1.18
18	日本	株式	日本電気	電気機器	132,000	3,235.00	427,020,000	3,476.00	458,832,000	1.15
19	日本	株式	キーエンス	電気機器	7,600	58,150.00	441,940,000	59,840.00	454,784,000	1.14
20	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	305,200	1,412.50	431,095,000	1,461.00	445,897,200	1.12
21	日本	株式	ファナック	電気機器	118,500	3,445.00	408,232,500	3,654.00	432,999,000	1.08
22	日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	190,000	2,155.50	409,545,000	2,159.00	410,210,000	1.03
23	日本	株式	ニデック	電気機器	155,400	2,129.00	330,846,600	2,533.00	393,628,200	0.99
24	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	18,300	19,515.00	357,124,500	21,225.00	388,417,500	0.97
25	日本	株式	東レ	繊維製品	398,800	925.00	368,890,000	909.30	362,628,840	0.91
26	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	177,900	2,012.00	357,934,800	2,027.00	360,603,300	0.90
27	日本	株式	三菱重工業	機械	123,200	2,635.00	324,632,000	2,796.50	344,528,800	0.86
28	日本	株式	信越化学工業	化学	75,400	3,800.00	286,520,000	4,330.00	326,482,000	0.82
29	日本	株式	三井不動産	不動産業	226,500	1,413.50	320,157,750	1,409.00	319,138,500	0.80
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	18,800	16,265.00	305,782,000	16,295.00	306,346,000	0.77

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.02
		鉱業	0.16
		建設業	3.10
		食料品	2.40
		繊維製品	0.93
		パルプ・紙	0.60
		化学	3.73
		医薬品	2.64
		石油・石炭製品	0.25
		ゴム製品	0.28
		ガラス・土石製品	0.72
		鉄鋼	0.63
		非鉄金属	0.90
		金属製品	0.89
		機械	5.91
		電気機器	20.45
		輸送用機器	6.51
		精密機器	1.12
		その他製品	1.09
		電気・ガス業	1.10
		陸運業	3.06
		海運業	0.41
		空運業	0.12
		倉庫・運輸関連業	0.05
		情報・通信業	6.37
		卸売業	3.61
		小売業	5.25
		銀行業	9.85
		証券、商品先物取引業	0.69
		保険業	4.00
		その他金融業	3.14
		不動産業	2.89
		サービス業	3.41
合計			96.27

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

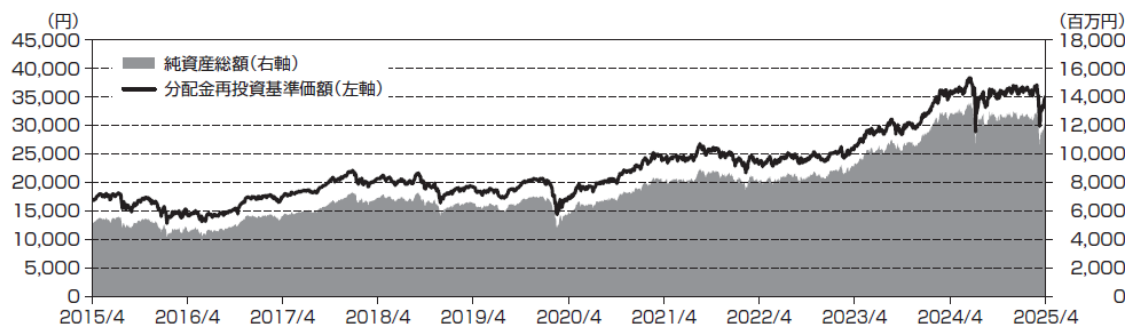
資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	51	日本円	1,311,029,800	1,358,895,000	3.40

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

運用実績 (2025年4月末現在)

■基準価額・純資産の推移 (2015年4月末～ 2025年4月末)



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第18期 (2021年4月)	第19期 (2022年4月)	第20期 (2023年4月)	第21期 (2024年4月)	第22期 (2025年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	業種	実質組入比率
1	ソニーグループ	株式	電気機器	3.7%
2	日立製作所	株式	電気機器	2.6%
3	オリックス	株式	その他金融業	2.5%
4	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	2.2%
5	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	2.2%
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	2.2%
7	リクルートホールディングス	株式	サービス業	1.8%
8	日本電信電話	株式	情報・通信業	1.7%
9	東京海上ホールディングス	株式	保険業	1.7%
10	本田技研工業	株式	輸送用機器	1.5%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

■年間収益率の推移 (暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2025年は4月末までの収益率を表示しています。

➤ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・原則として、取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
- ・当ファンドは、収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞専用です。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（5）申込単位

1円以上1円単位

（6）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（7）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約制限

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合を記載しています。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。
- ・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

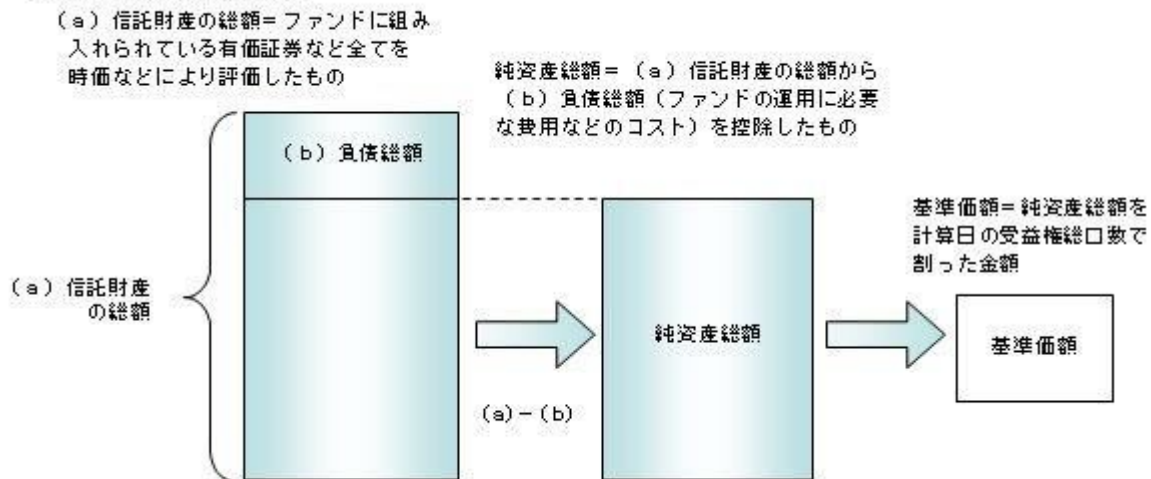
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2004年1月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

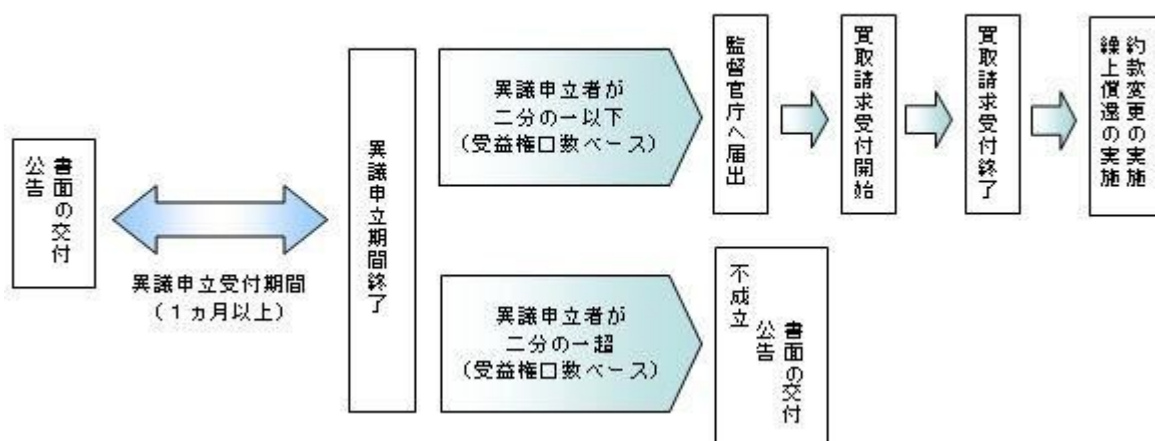
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2024年4月19日から2025年4月18日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 27 日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC 向け）の 2024 年 4 月 19 日から 2025 年 4 月 18 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC 向け）の 2025 年 4 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,609,538,882	11,804,430,312
未収入金	15,653,078	10,563,268
流動資産合計	12,625,191,960	11,814,993,580
資産合計	12,625,191,960	11,814,993,580
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,653,078	10,563,268
未払受託者報酬	5,021,700	5,487,750
未払委託者報酬	69,048,308	75,456,480
流動負債合計	89,723,086	91,507,498
負債合計	89,723,086	91,507,498
純資産の部		
元本等		
元本	3,568,546,567	3,490,398,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,966,922,307	8,233,087,437
（分配準備積立金）	4,988,393,058	4,348,421,682
元本等合計	12,535,468,874	11,723,486,082
純資産合計	12,535,468,874	11,723,486,082
負債純資産合計	12,625,191,960	11,814,993,580

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 21 期	第 22 期
	自 2023 年 4 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日	自 2024 年 4 月 19 日 至 2025 年 4 月 18 日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,382,630,887	△363,903,003
営業収益合計	3,382,630,887	△363,903,003
営業費用		
受託者報酬	9,472,138	11,074,201
委託者報酬	130,241,765	152,270,096
営業費用合計	139,713,903	163,344,297
営業利益又は営業損失（△）	3,242,916,984	△527,247,300
経常利益又は経常損失（△）	3,242,916,984	△527,247,300
当期純利益又は当期純損失（△）	3,242,916,984	△527,247,300
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	243,989,347	25,630,730
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,630,321,154	8,966,922,307
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,335,713,667	1,333,662,196
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,335,713,667	1,333,662,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	998,040,151	1,514,619,036
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	998,040,151	1,514,619,036
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,966,922,307	8,233,087,437

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
1. 期首元本額	3,519,057,067 円	3,568,546,567 円
期中追加設定元本額	663,409,824 円	523,790,385 円
期中一部解約元本額	613,920,324 円	601,938,307 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,568,546,567 口	3,490,398,645 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 21 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日	第 22 期 自 2024 年 4 月 19 日 至 2025 年 4 月 18 日																																																												
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>237,790,500 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>2,761,137,137 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,191,823,571 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,989,465,421 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>10,180,216,629 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,568,546,567 口</td></tr><tr><td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>28,527.60 円</td></tr><tr><td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	237,790,500 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,761,137,137 円	収益調整金額	C	5,191,823,571 円	分配準備積立金額	D	1,989,465,421 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,180,216,629 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,568,546,567 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,527.60 円	1 万口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>142,284,811 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,753,244,025 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,206,136,871 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>10,101,665,707 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,490,398,645 口</td></tr><tr><td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>28,941.27 円</td></tr><tr><td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	142,284,811 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	5,753,244,025 円	分配準備積立金額	D	4,206,136,871 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,101,665,707 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,490,398,645 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,941.27 円	1 万口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	237,790,500 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,761,137,137 円																																																											
収益調整金額	C	5,191,823,571 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,989,465,421 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,180,216,629 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,568,546,567 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,527.60 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	142,284,811 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	5,753,244,025 円																																																											
分配準備積立金額	D	4,206,136,871 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,101,665,707 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,490,398,645 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,941.27 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3, 154, 768, 534	△376, 872, 606
合計	3, 154, 768, 534	△376, 872, 606

(デリバティブ取引等に関する注記)

第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 21 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日	第 22 期 自 2024 年 4 月 19 日 至 2025 年 4 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第 21 期 2024 年 4 月 18 日現在	第 22 期 2025 年 4 月 18 日現在
1口当たり純資産額	3. 5128 円	3. 3588 円
(1万口当たり純資産額)	(35, 128 円)	(33, 588 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	2,709,364,528	11,804,430,312	
合計		2,709,364,528	11,804,430,312	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

ファンドは、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

区分	2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	958,959	65,311
コール・ローン	1,315,064,430	872,243,436
株式	39,706,854,160	36,731,465,750
派生商品評価勘定	-	1,735,200
未収配当金	408,419,578	456,181,321
未収利息	360	8,363
差入委託証拠金	94,255,067	224,382,154
流動資産合計	41,525,552,554	38,286,081,535
資産合計	41,525,552,554	38,286,081,535
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,212,255	69,531,155
未払解約金	20,171,574	10,832,162
流動負債合計	41,383,829	80,363,317
負債合計	41,383,829	80,363,317
純資産の部		
元本等		
元本	9,226,411,172	8,768,943,231
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	32,257,757,553	29,436,774,987
元本等合計	41,484,168,725	38,205,718,218
純資産合計	41,484,168,725	38,205,718,218
負債純資産合計	41,525,552,554	38,286,081,535

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分		2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
1.	本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,526,759,398 円	9,226,411,172 円
	期中追加設定元本額	937,153,614 円	1,125,483,851 円
	期中一部解約元本額	2,237,501,840 円	1,582,951,792 円
	元本の内訳		
	ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅱ (適格機関投資家限定)	4,352,344,720 円	4,040,612,730 円
	ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定)	1,372,500,082 円	1,356,000,525 円
	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (DC向け)	2,804,487,986 円	2,709,364,528 円
	ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF	482,332,155 円	454,305,937 円
	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	10,707,656 円	8,381,723 円
	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	134,100,683 円	136,872,067 円
	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	69,937,890 円	63,405,721 円
	計	9,226,411,172 円	8,768,943,231 円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	9,226,411,172 口	8,768,943,231 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,488,516,912	△2,273,854,408
合計	7,488,516,912	△2,273,854,408

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024 年 4 月 18 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,734,415,455	—	1,713,280,000	△21,135,455
合計		1,734,415,455	—	1,713,280,000	△21,135,455

(2025 年 4 月 18 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,453,101,155	—	1,385,370,000	△67,731,155
合計		1,453,101,155	—	1,385,370,000	△67,731,155

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日	自 2024 年 4 月 19 日 至 2025 年 4 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2024 年 4 月 18 日現在	2025 年 4 月 18 日現在
1口当たり純資産額	4.4962 円	4.3569 円
(1万口当たり純資産額)	(44,962 円)	(43,569 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	8,100	863	6,995,970	
I N P E X	29,600	1,858	55,011,600	
石油資源開発	8,500	1,039	8,831,500	
ウエストホールディングス	19,900	1,459	29,034,100	
ショーボンドホールディングス	1,100	5,073	5,580,300	
ミライト・ワン	2,800	2,179	6,102,600	
安藤・間	5,200	1,386	7,207,200	
コムシスホールディングス	2,300	3,113	7,159,900	
大成建設	5,300	7,027	37,243,100	
大林組	26,400	2,122	56,034,000	
清水建設	66,700	1,415	94,380,500	
長谷工コーポレーション	5,200	2,058	10,701,600	
鹿島建設	44,400	3,264	144,921,600	
奥村組	700	4,450	3,115,000	
戸田建設	6,600	858	5,668,740	
五洋建設	109,100	791	86,298,100	
住友林業	48,900	4,200	205,380,000	
大和ハウス工業	28,300	5,167	146,226,100	
積水ハウス	54,500	3,248	177,016,000	
関電工	3,300	2,806	9,259,800	
きんでん	2,600	3,478	9,042,800	
エクシオグループ	4,000	1,650	6,600,000	
九電工	1,000	4,784	4,784,000	
日揮ホールディングス	139,600	1,085	151,466,000	
インフロニア・ホールディングス	3,000	1,197	3,591,000	
日清製粉グループ本社	6,800	1,849	12,573,200	
江崎グリコ	1,200	4,756	5,707,200	
寿スピリッツ	11,000	2,100	23,100,000	

カルビー	1, 100	2, 843	3, 127, 850	
森永乳業	41, 400	3, 480	144, 072, 000	
ヤクルト本社	32, 100	2, 994	96, 123, 450	
明治ホールディングス	3, 700	3, 519	13, 020, 300	
日本ハム	2, 600	5, 330	13, 858, 000	
アサヒグループホールディングス	16, 000	2, 022	32, 360, 000	
キリンホールディングス	190, 000	2, 155	409, 545, 000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	3, 100	2, 527	7, 835, 250	
ライフドリンク カンパニー	10, 100	1, 753	17, 705, 300	
サントリー食品インターナショナル	1, 600	4, 821	7, 713, 600	
味の素	35, 600	2, 984	106, 230, 400	
キューピー	3, 200	3, 268	10, 457, 600	
ハウス食品グループ本社	1, 700	2, 830	4, 811, 000	
カゴメ	1, 000	3, 010	3, 010, 000	
ニチレイ	3, 800	1, 911	7, 261, 800	
日清食品ホールディングス	4, 900	3, 161	15, 488, 900	
日本たばこ産業	7, 200	4, 250	30, 600, 000	
帝人	5, 800	1, 164	6, 754, 100	
東レ	398, 800	925	368, 890, 000	
王子ホールディングス	356, 200	618	220, 238, 460	
クラレ	7, 300	1, 643	11, 997, 550	
旭化成	261, 600	964	252, 417, 840	
レゾナック・ホールディングス	43, 800	2, 536	111, 076, 800	
住友化学	36, 100	331	11, 952, 710	
日産化学	1, 300	4, 137	5, 378, 100	
東ソー	14, 900	1, 962	29, 241, 250	
トクヤマ	3, 800	2, 576	9, 790, 700	
デンカ	1, 300	1, 916	2, 491, 450	
信越化学工業	75, 400	3, 800	286, 520, 000	
エア・ウォーター	4, 500	1, 862	8, 379, 000	
カネカ	2, 000	3, 428	6, 856, 000	
三菱瓦斯化学	2, 100	2, 151	4, 517, 100	
三井化学	39, 200	3, 033	118, 893, 600	
三菱ケミカルグループ	69, 800	663	46, 277, 400	
積水化学工業	47, 200	2, 457	115, 970, 400	
アイカ工業	1, 700	3, 292	5, 596, 400	

U B E	5, 000	2, 016	10, 080, 000	
日本化薬	4, 400	1, 321	5, 812, 400	
A D E K A	2, 200	2, 403	5, 287, 700	
日油	3, 900	2, 045	7, 975, 500	
花王	38, 800	6, 024	233, 731, 200	
D I C	1, 500	2, 609	3, 914, 250	
富士フイルムホールディングス	32, 500	2, 715	88, 237, 500	
ライオン	4, 800	1, 812	8, 697, 600	
小林製薬	1, 000	5, 472	5, 472, 000	
ニフコ	1, 700	3, 482	5, 919, 400	
ユニ・チャーム	9, 600	1, 308	12, 556, 800	
武田薬品工業	11, 800	4, 288	50, 598, 400	
アステラス製薬	208, 300	1, 352	281, 725, 750	
塩野義製薬	10, 000	2, 408	24, 085, 000	
日本新薬	21, 600	3, 622	78, 235, 200	
中外製薬	900	8, 328	7, 495, 200	
ロート製薬	32, 400	2, 326	75, 378, 600	
小野薬品工業	5, 900	1, 754	10, 348, 600	
ネクスラファーマ	22, 800	850	19, 380, 000	
第一三共	64, 800	3, 214	208, 267, 200	
大塚ホールディングス	16, 900	6, 830	115, 427, 000	
ペプチドリーム	65, 900	1, 870	123, 233, 000	
出光興産	32, 600	883	28, 802, 100	
E N E O S ホールディングス	97, 300	696	67, 779, 180	
コスモエネルギーホールディングス	800	5, 750	4, 600, 000	
横浜ゴム	3, 200	2, 950	9, 441, 600	
ブリヂストン	6, 300	5, 891	37, 113, 300	
住友ゴム工業	35, 500	1, 700	60, 350, 000	
A G C	46, 200	4, 294	198, 382, 800	
日本電気硝子	2, 400	3, 153	7, 567, 200	
太平洋セメント	3, 000	3, 878	11, 634, 000	
日本碍子	8, 000	1, 677	13, 416, 000	
日本特殊陶業	1, 500	4, 090	6, 135, 000	
M A R U W A	1, 200	25, 440	30, 528, 000	
ニチアス	1, 800	4, 698	8, 456, 400	
日本製鉄	48, 600	2, 982	144, 949, 500	

神戸製鋼所	12,000	1,619	19,434,000	
J F Eホールディングス	49,900	1,642	81,935,800	
丸一鋼管	1,100	3,334	3,667,400	
三井金属鉱業	600	3,702	2,221,200	
三菱マテリアル	3,200	2,213	7,083,200	
住友金属鉱山	52,000	3,041	158,132,000	
DOWAホールディングス	1,000	4,435	4,435,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	25,500	1,520	38,760,000	
U A C J	6,700	4,570	30,619,000	
古河電気工業	800	4,153	3,322,400	
住友電気工業	28,900	2,056	59,418,400	
フジクラ	4,500	4,685	21,082,500	
SW C C	4,300	6,190	26,617,000	
S U M C O	264,900	892	236,529,210	
東洋製罐グループホールディングス	3,000	2,438	7,314,000	
L I X I L	4,400	1,620	7,128,000	
リンナイ	22,900	3,150	72,135,000	
日本発條	4,400	1,472	6,476,800	
日本製鋼所	15,800	5,969	94,310,200	
三浦工業	13,000	2,944	38,278,500	
アマダ	9,200	1,378	12,677,600	
F U J I	2,600	2,000	5,201,300	
牧野フライス製作所	600	11,620	6,972,000	
DMG森精機	12,300	2,365	29,089,500	
ディスコ	2,300	26,760	61,548,000	
野村マイクロ・サイエンス	10,200	2,177	22,205,400	
エヌ・ピー・シー	111,600	628	70,084,800	
三井海洋開発	36,800	3,680	135,424,000	
SMC	1,700	43,400	73,780,000	
小松製作所	2,200	4,044	8,896,800	
住友重機械工業	32,100	2,898	93,025,800	
クボタ	171,600	1,666	285,885,600	
ダイキン工業	18,800	16,265	305,782,000	
栗田工業	15,600	4,572	71,323,200	
椿本チエイン	2,700	1,688	4,557,600	
平和	1,200	2,226	2,671,200	

SANKYO	3,500	2,100	7,350,000	
アマノ	1,100	3,821	4,203,100	
グローリー	1,100	2,463	2,709,850	
セガサミーホールディングス	16,100	2,872	46,247,250	
日本精工	11,200	591	6,629,280	
ジェイテクト	184,500	972	179,334,000	
THK	31,400	3,394	106,571,600	
三井E&S	96,400	1,598	154,047,200	
カナデビア	64,700	850	54,995,000	
三菱重工業	123,200	2,635	324,632,000	
I H I	8,800	10,465	92,092,000	
キオクシアホールディングス	42,100	1,782	75,022,200	
日清紡ホールディングス	3,100	822	2,550,990	
コニカミノルタ	11,300	414	4,684,980	
日立製作所	291,700	3,400	991,780,000	
三菱電機	77,100	2,581	199,033,650	
富士電機	11,500	5,942	68,333,000	
シンフォニアテクノロジー	15,900	5,740	91,266,000	
湖北工業	15,600	1,664	25,958,400	
ソシオネクスト	28,000	1,443	40,404,000	
マブチモーター	2,200	2,126	4,678,300	
ニデック	155,400	2,129	330,846,600	
JVCケンウッド	3,800	1,019	3,872,200	
オムロン	63,900	4,230	270,297,000	
日本電気	132,000	3,235	427,020,000	
富士通	40,100	2,924	117,272,450	
ルネサスエレクトロニクス	138,800	1,603	222,496,400	
パナソニック ホールディングス	120,400	1,550	186,680,200	
アンリツ	3,400	1,257	4,275,500	
ソニーグループ	393,700	3,466	1,364,564,200	
TDK	73,600	1,375	101,200,000	
アルプスアルパイン	3,100	1,417	4,394,250	
フォスター電機	13,300	1,165	15,494,500	
ヒロセ電機	12,200	15,215	185,623,000	
アズビル	10,700	1,173	12,556,450	
アドバンテスト	700	5,485	3,839,500	

キーエンス	7,600	58,150	441,940,000	
スタンレー電気	36,800	2,639	97,115,200	
ウシオ電機	45,600	1,629	74,282,400	
カシオ計算機	3,600	1,127	4,057,200	
ファナック	118,500	3,445	408,232,500	
ローム	115,100	1,248	143,702,350	
浜松ホトニクス	29,400	1,179	34,662,600	
京セラ	291,900	1,654	482,802,600	
太陽誘電	99,500	2,086	207,557,000	
村田製作所	217,400	2,103	457,300,900	
小糸製作所	72,000	1,738	125,136,000	
S C R E E Nホールディングス	6,800	9,196	62,532,800	
キヤノン	6,700	4,280	28,676,000	
リコー	4,500	1,485	6,682,500	
東京エレクトロン	18,300	19,515	357,124,500	
豊田自動織機	15,500	12,800	198,400,000	
デンソー	1,500	1,759	2,638,500	
川崎重工業	1,000	7,987	7,987,000	
日産自動車	77,900	321	25,005,900	
トヨタ自動車	321,200	2,544	817,132,800	
日野自動車	5,700	428	2,440,740	
三菱自動車工業	14,500	378	5,481,000	
N O K	1,800	1,895	3,411,900	
アイシン	269,900	1,506	406,604,350	
マツダ	18,900	863	16,320,150	
本田技研工業	404,400	1,394	563,935,800	
スズキ	96,500	1,672	161,396,250	
S U B A R U	57,600	2,520	145,152,000	
豊田合成	1,600	2,548	4,077,600	
テイ・エス テック	2,000	1,569	3,139,000	
テルモ	5,900	2,733	16,127,650	
島津製作所	3,000	3,678	11,034,000	
ニコン	61,200	1,477	90,392,400	
オリンパス	71,500	1,804	129,021,750	
H O Y A	12,500	15,600	195,000,000	
シチズン時計	4,900	809	3,964,100	

ニプロ	3,200	1,290	4,128,000	
バンダイナムコホールディングス	7,300	5,056	36,908,800	
TOPPANホールディングス	1,400	3,910	5,474,000	
大日本印刷	2,300	1,924	4,426,350	
アシックス	30,500	2,842	86,696,250	
任天堂	24,200	10,370	250,954,000	
コクヨ	2,300	2,841	6,534,300	
中部電力	21,900	1,685	36,901,500	
関西電力	26,900	1,635	43,981,500	
中国電力	4,000	801	3,205,200	
北陸電力	5,700	744	4,245,930	
東北電力	10,200	961	9,811,380	
九州電力	9,600	1,225	11,764,800	
北海道電力	3,300	631	2,084,940	
電源開発	1,900	2,440	4,636,000	
東京瓦斯	1,700	4,680	7,956,000	
大阪瓦斯	84,500	3,447	291,271,500	
東武鉄道	3,900	2,610	10,180,950	
京成電鉄	96,100	1,417	136,221,750	
東日本旅客鉄道	97,900	3,186	311,909,400	
西日本旅客鉄道	27,700	3,056	84,651,200	
東海旅客鉄道	11,100	2,998	33,277,800	
西武ホールディングス	25,100	3,495	87,724,500	
阪急阪神ホールディングス	3,600	4,149	14,936,400	
名古屋鉄道	2,900	1,769	5,130,100	
ヤマトホールディングス	177,900	2,012	357,934,800	
山九	1,800	6,099	10,978,200	
センコーグループホールディングス	4,000	1,626	6,504,000	
ニッコンホールディングス	4,000	2,955	11,822,000	
セイノーホールディングス	3,000	2,271	6,813,000	
九州旅客鉄道	2,600	3,703	9,627,800	
NIPPON EXPRESSホールディン	54,100	2,572	139,145,200	
日本郵船	14,700	4,558	67,002,600	
商船三井	11,500	4,988	57,362,000	
川崎汽船	21,600	1,826	39,441,600	
ANAホールディングス	3,300	2,713	8,952,900	

三菱倉庫	10,000	946	9,460,000	
上組	2,800	3,417	9,567,600	
日鉄ソリューションズ	14,100	3,644	51,380,400	
R O X X	13,200	1,118	14,757,600	
T I S	4,400	4,106	18,066,400	
I Gポート	10,300	2,145	22,093,500	
フジ・メディア・ホールディングス	10,200	3,140	32,028,000	
オービック	3,500	4,840	16,940,000	
大塚商会	4,600	3,067	14,108,200	
B I P R O G Y	1,500	4,571	6,856,500	
T B Sホールディングス	31,500	4,690	147,735,000	
日本テレビホールディングス	4,700	3,362	15,801,400	
テレビ朝日ホールディングス	45,100	2,645	119,289,500	
スカパー J S A Tホールディングス	47,600	1,121	53,359,600	
日本電信電話	4,482,700	150	673,749,810	
K D D I	16,000	2,555	40,880,000	
ソフトバンク	672,500	218	147,008,500	
光通信	3,500	40,700	142,450,000	
東宝	15,400	8,235	126,819,000	
N T Tデータグループ	100,500	2,620	263,360,250	
S C S K	28,200	3,772	106,370,400	
N S D	1,800	3,458	6,224,400	
ソフトバンクグループ	65,800	6,810	448,098,000	
円谷フィールズホールディングス	30,700	1,830	56,181,000	
双日	9,700	3,234	31,369,800	
アルフレッサ ホールディングス	38,400	2,136	82,041,600	
神戸物産	21,600	4,320	93,312,000	
シップヘルスケアホールディングス	2,700	2,047	5,528,250	
メディカルホールディングス	5,500	2,373	13,054,250	
伊藤忠商事	23,700	6,761	160,235,700	
丸紅	4,600	2,281	10,492,600	
長瀬産業	2,200	2,427	5,339,400	
豊田通商	43,700	2,421	105,797,700	
兼松	2,400	2,338	5,612,400	
三井物産	102,600	2,657	272,659,500	
住友商事	6,500	3,255	21,157,500	

三菱商事	103,500	2,486	257,301,000	
キヤノンマーケティングジャパン	1,600	4,846	7,753,600	
岩谷産業	4,800	1,316	6,319,200	
稲畑産業	800	3,040	2,432,000	
東邦ホールディングス	1,200	4,791	5,749,200	
サンリオ	24,400	5,874	143,325,600	
因幡電機産業	1,600	3,730	5,968,000	
スズケン	12,100	4,900	59,290,000	
エービーシー・マート	2,100	2,642	5,549,250	
エディオン	7,600	1,848	14,044,800	
D C Mホールディングス	1,900	1,308	2,485,200	
J．フロント　リテイリング	3,000	1,745	5,236,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	29,900	2,591	77,485,850	
三越伊勢丹ホールディングス	31,400	1,736	54,526,100	
コスモス薬品	12,400	8,725	108,190,000	
セブン&アイ・ホールディングス	421,600	2,043	861,328,800	
ツルハホールディングス	600	11,365	6,819,000	
良品計画	20,500	4,910	100,655,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	67,000	4,366	292,522,000	
サイゼリヤ	13,800	4,075	56,235,000	
スギホールディングス	3,900	2,913	11,360,700	
日本瓦斯	2,000	2,517	5,035,000	
しまむら	1,000	9,854	9,854,000	
高島屋	6,200	1,093	6,776,600	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	2,700	1,955	5,278,500	
丸井グループ	2,700	2,884	7,786,800	
ヤオコー	700	9,824	6,876,800	
ケーズホールディングス	4,100	1,300	5,330,000	
ギフトホールディングス	6,700	3,540	23,718,000	
ヤマダホールディングス	40,200	438	17,619,660	
ニトリホールディングス	8,600	17,300	148,780,000	
ファーストリテイリング	4,300	47,070	202,401,000	
サンドラッグ	2,100	4,700	9,870,000	
いよぎんホールディングス	20,900	1,560	32,604,000	
しずおかフィナンシャルグループ	160,800	1,490	239,672,400	
楽天銀行	16,800	5,686	95,524,800	

京都フィナンシャルグループ	5,200	2,218	11,533,600	
めぶきフィナンシャルグループ	26,700	664	17,744,820	
九州フィナンシャルグループ	56,700	647	36,696,240	
ゆうちょ銀行	305,200	1,412	431,095,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	230,500	856	197,469,350	
第四北越フィナンシャルグループ	2,100	2,890	6,069,000	
ひろぎんホールディングス	105,300	1,122	118,146,600	
十六フィナンシャルグループ	5,200	4,345	22,594,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	478,300	1,685	806,174,650	
りそなホールディングス	77,600	1,048	81,363,600	
三井住友トラストグループ	154,000	3,343	514,822,000	
三井住友フィナンシャルグループ	155,900	3,230	503,557,000	
千葉銀行	13,500	1,205	16,267,500	
群馬銀行	5,400	1,154	6,231,600	
七十七銀行	4,800	4,150	19,920,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	4,800	3,480	16,704,000	
八十二銀行	214,400	984	211,119,680	
セブン銀行	17,300	252	4,369,980	
みずほフィナンシャルグループ	81,300	3,467	281,867,100	
北洋銀行	72,100	453	32,661,300	
SBIホールディングス	2,000	3,582	7,164,000	
ジャフコグループ	1,900	2,072	3,936,800	
大和証券グループ本社	15,300	921	14,103,540	
野村ホールディングス	313,600	790	248,026,240	
かんぽ生命保険	46,500	2,678	124,550,250	
F P パートナー	16,400	2,390	39,196,000	
SOMPOホールディングス	50,900	4,525	230,322,500	
MS&ADインシュアランスグループホール	69,200	3,007	208,084,400	
第一生命ホールディングス	264,000	924	244,041,600	
東京海上ホールディングス	116,400	5,291	615,872,400	
T&Dホールディングス	13,700	2,769	37,942,150	
全国保証	1,200	3,056	3,667,200	
クレディセゾン	23,500	3,177	74,659,500	
芙蓉総合リース	1,500	3,921	5,881,500	
みずほリース	5,000	1,021	5,105,000	
東京センチュリー	4,000	1,473	5,894,000	

イオンフィナンシャルサービス	2,000	1,144	2,288,000	
オリックス	352,200	2,820	993,380,100	
三菱HCキャピタル	44,200	978	43,267,380	
日本取引所グループ	65,200	1,542	100,538,400	
大東建託	1,000	15,605	15,605,000	
ヒューリック	64,100	1,485	95,188,500	
野村不動産ホールディングス	19,500	893	17,423,250	
東急不動産ホールディングス	5,900	1,001	5,905,900	
飯田グループホールディングス	9,500	2,260	21,470,000	
霞ヶ関キャピタル	5,600	12,520	70,112,000	
三井不動産	226,500	1,413	320,157,750	
三菱地所	187,400	2,505	469,530,700	
東京建物	2,100	2,534	5,322,450	
住友不動産	19,500	5,423	105,748,500	
レオパレス21	45,100	590	26,609,000	
イオンモール	2,300	2,640	6,072,000	
アストロスケールホールディングス	68,200	770	52,514,000	
オープンアップグループ	43,300	1,764	76,381,200	
タイミー	11,000	1,624	17,864,000	
総合警備保障	7,700	1,136	8,747,200	
ディップ	22,500	2,025	45,562,500	
ディー・エヌ・エー	18,300	3,555	65,056,500	
博報堂DYホールディングス	45,200	1,058	47,821,600	
d e l y	20,300	1,212	24,603,600	
オリエンタルランド	2,000	3,073	6,146,000	
ダスキン	1,400	3,713	5,198,200	
ラウンドワン	18,700	883	16,512,100	
ユー・エス・エス	11,900	1,396	16,618,350	
サイバーエージェント	65,500	1,184	77,552,000	
リクルートホールディングス	88,500	7,416	656,316,000	
日本郵政	21,200	1,339	28,397,400	
ベイカレント	14,100	7,671	108,161,100	
I N F O R I C H	8,700	3,675	31,972,500	
セコム	3,400	5,264	17,897,600	
メイテックグループホールディングス	1,800	2,907	5,232,600	
合計	21,136,400		36,731,465,750	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年4月30日現在です。

【ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	12,306,261,638円
II 負債総額	14,404,900円
III 純資産総額（I－II）	12,291,856,738円
IV 発行済口数	3,499,141,278口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5128円

（参考）

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	39,965,615,969円
II 負債総額	37,037,503円
III 純資産総額（I－II）	39,928,578,466円
IV 発行済口数	8,759,047,427口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.5586円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年4月末現在）

資本金の額	490 百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000 株
発行済株式総数	34,090 株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月末現在）

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2025年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	31 本	195,584,209,753 円
単位型株式投資信託	0 本	0 円
追加型公社債投資信託	0 本	0 円
単位型公社債投資信託	0 本	0 円
合計	31 本	195,584,209,753 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 27 期事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 21 日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 27 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の 2024 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 26 期 (2023 年 12 月 31 日現在)	第 27 期 (2024 年 12 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,352,886	2,547,397
前払費用	25,942	31,232
未収委託者報酬	340,826	414,269
未収運用受託報酬	1,623,297	1,743,217
未収投資助言報酬	202,177	219,532
その他流動資産	97,472	136,037
流動資産合計	4,642,603	5,091,688
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	123,021	109,601
器具備品	34,300	39,520
有形固定資産合計	※1 157,322	149,122
無形固定資産		
ソフトウェア	136	90
無形固定資産合計	136	90
投資その他の資産		
長期差入保証金	138,106	122,091
繰延税金資産	38,022	82,701
投資その他の資産合計	176,128	204,792
固定資産合計	333,586	354,005
資産合計	4,976,190	5,445,693

(単位：千円)

	第 26 期 (2023 年 12 月 31 日現在)	第 27 期 (2024 年 12 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31,112	32,434
未払金		
未払手数料	73,479	95,107
未払委託調査費	619,648	1,051,341
未払委託計算費	6,964	7,473
その他未払金	727,878	463,948
未払金合計	1,427,970	1,617,871
未払費用	83,058	168,131
未払消費税等	339,337	520,812
未払法人税等	72,130	121,314
前受金	57,857	58,269
賞与引当金	376,568	355,549
リース債務	1,620	-
流動負債合計	2,389,656	2,874,383
固定負債		
資産除去債務	49,821	58,005
長期未払金	1,013,800	857,998
長期未払費用	17,714	21,653
固定負債合計	1,081,335	937,657
負債合計	3,470,992	3,812,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	892,697	1,021,152
利益剰余金合計	1,001,511	1,129,966
株主資本合計	1,505,197	1,633,652
純資産合計	1,505,197	1,633,652
負債純資産合計	4,976,190	5,445,693

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 26 期 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	第 27 期 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	1,287,240	1,662,357
運用受託報酬	8,714,947	11,925,306
投資助言報酬	556,402	560,827
その他収益	476,132	628,379
営業収益合計	11,034,722	14,776,871
営業費用		
支払手数料	283,332	376,633
広告宣伝費	1,570	3,870
調査費		
委託調査費	7,104,581	10,470,612
図書費	1,416	1,780
調査費合計	7,105,998	10,472,393
委託計算費	72,844	81,068
業務委託費	373,668	425,552
営業雑経費		
通信費	6,232	6,768
印刷費	7,889	7,456
協会費	10,664	11,062
営業雑経費合計	24,786	25,288
営業費用合計	7,862,200	11,384,806
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,211	48,952
給料・手当	1,105,538	1,176,304
賞与	3,018	15,042
賞与引当金繰入額	376,568	355,549
給料合計	1,523,337	1,595,849
福利厚生費	170,060	168,170
交際費	7,847	8,208
寄付金	355	396
旅費交通費	14,477	22,976
租税公課	26,380	33,675
不動産賃借料	163,321	133,821
退職給付費用	157,168	193,579
消耗器具備品費	532,877	556,883
修繕費	5,551	6,328
水道光熱費	6,251	5,850
会議費用	1,217	1,764
固定資産減価償却費	36,152	29,496

諸経費	135,936	158,232
一般管理費合計	2,780,935	2,915,234
営業利益又は営業損失（△）	391,586	476,830
営業外収益		
受取利息	47	205
その他営業外収益	3,578	2,905
営業外収益合計	3,626	3,110
営業外費用		
為替差損	70,887	128,232
営業外費用合計	70,887	128,232
経常利益又は経常損失（△）	324,325	351,708
特別損失		
割増退職金	53,875	138,553
特別損失合計	53,875	138,553
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	270,449	213,154
法人税、住民税及び事業税	55,945	129,378
法人税等調整額	△ 38,022	△ 44,678
法人税等合計	17,923	84,700
当期純利益又は当期純損失（△）	252,526	128,454

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第 26 期 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)									
	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

(単位:千円)

第 27 期 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)									
	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(重要な会計上の見積り)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等	
(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。	
(2) 適用予定日 2028 年 12 月期の期首より適用予定であります。	
(3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。	

(貸借対照表関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 79,554 千円	建物付属設備 99,246 千円
器具備品 50,344 千円	器具備品 60,102 千円

(損益計算書関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日					第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の 種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の 種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済 株式					発行済 株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額 該当事項はありません。					2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額 同左				
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

(リース取引関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2024 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左 2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在																								
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。 2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表 <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>1,001,162</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>110,661</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td><td>△ 98,022</td></tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td><td><u>1,013,800</u></td></tr> </table> (2) 退職給付費用 (単位：千円) <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>110,661</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 (単位：千円) <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td><td>47,895</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,001,162	退職給付費用	110,661	退職給付の支払額等	△ 98,022	長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>	簡便法で計算した退職給付費用	110,661	確定拠出制度への要拠出額	47,895	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表 <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>1,013,800</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>118,256</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td><td>△ 274,058</td></tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td><td><u>857,998</u></td></tr> </table> (2) 退職給付費用 (単位：千円) <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>118,256</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 (単位：千円) <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td><td>44,660</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,013,800	退職給付費用	118,256	退職給付の支払額等	△ 274,058	長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>	簡便法で計算した退職給付費用	118,256	確定拠出制度への要拠出額	44,660
長期未払金の当期首残高	1,001,162																								
退職給付費用	110,661																								
退職給付の支払額等	△ 98,022																								
長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	110,661																								
確定拠出制度への要拠出額	47,895																								
長期未払金の当期首残高	1,013,800																								
退職給付費用	118,256																								
退職給付の支払額等	△ 274,058																								
長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	118,256																								
確定拠出制度への要拠出額	44,660																								

(ストック・オプション等関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
未払費用	未払費用
賞与引当金	賞与引当金
資産除去債務	資産除去債務
長期未払金	長期未払金
長期未払費用	長期未払費用
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
住民税均等割	住民税均等割
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 同左

(資産除去債務関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) <table> <tr> <td>当期首残高</td><td>43,517</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>2,573</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td><td>3,730</td></tr> <tr> <td>当期末残高</td><td>49,821</td></tr> </table>	当期首残高	43,517	時の経過による調整額	2,573	見積りの変更による増加額	3,730	当期末残高	49,821	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) <table> <tr> <td>当期首残高</td><td>49,821</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>1,911</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td><td>6,272</td></tr> <tr> <td>当期末残高</td><td>58,005</td></tr> </table>	当期首残高	49,821	時の経過による調整額	1,911	見積りの変更による増加額	6,272	当期末残高	58,005
当期首残高	43,517																
時の経過による調整額	2,573																
見積りの変更による増加額	3,730																
当期末残高	49,821																
当期首残高	49,821																
時の経過による調整額	1,911																
見積りの変更による増加額	6,272																
当期末残高	58,005																
当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。従って、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として 3,730 千円加算しております。	当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として 6,272 千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。																

(収益認識関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1, 287, 240	8, 437, 457	556, 402	476, 132	10, 757, 233
成功報酬	-	277, 489	-	-	277, 489
合計	1, 287, 240	8, 714, 947	556, 402	476, 132	11, 034, 722
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1, 662, 357	11, 914, 670	560, 827	628, 379	14, 766, 235
成功報酬	-	10, 636	-	-	10, 636
合計	1, 662, 357	11, 925, 306	560, 827	628, 379	14, 776, 871
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

(セグメント情報等)

第 26 期

自 2023 年 1 月 1 日

至 2023 年 12 月 31 日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社（※）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

(※) A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報 (1)製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871
(2)地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A 社（※）	10,588,938		投資一任業・投資助言業		
(※) A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第 26 期 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0 人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	823, 415	未払金	494, 997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任 0 人	業務委託 契約の 締結	委託調査費	1, 631, 387	未払金	120, 828

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)
Russell Investments Group, Ltd. (非上場)
TA Associates Management, L.P. (非上場)
- (2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第 27 期 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0 人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	918, 690	未払金	229, 370
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任 0 人	業務委託 契約の 締結	委託調査費	1, 326, 042	未払金	109, 749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)
Russell Investments Group, Ltd. (非上場)
TA Associates Management, L.P. (非上場)
- (2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日		第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日	
1 株当たり純資産額	44,153.64 円	1 株当たり純資産額	47,921.74 円
1 株当たり当期純利益	7,407.64 円	1 株当たり当期純利益	3,768.10 円
損益計算書上の当期純利益	252,526 千円	損益計算書上の当期純利益	128,454 千円
1 株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に関する 当期純利益	252,526 千円	1 株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に関する 当期純利益	128,454 千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090 株	普通株式	34,090 株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント日本株式ファンド
(D C 向け)

信託約款

ラッセル・インベストメント株式会社

ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（ＤＣ向け）

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

(2) 投 資 態 度

- ① 主としてラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③ T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。
- ④ 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投 資 制 限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

3. 収 益 分 配 方 針

年1回の毎決算時（4月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（ＤＣ向け）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第7項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

④ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）

ます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)および証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、登録金融機関と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

- 第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。
 - ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条ないし第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
 - ホ．匿名組合出資持分（イ．に該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第18条 委託者は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1．預金
 - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3．コール・ローン
 - 4．手形割引市場において売買される手形
 - 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。また、信託財産に属する資産の額と信託財産に属するとみなした当該資産の額との合計額を信託財産の実質投資額といいます（以下同じ。）。
- ⑥ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱い、第21条ないし第27条、第29条、第34条ないし第36条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（信用取引の指図範囲）

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リス

クを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第31条 （削除）

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、第一期計算期間は、平成16年1月30日から平成16年4月19日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の118の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。

- ② 委託者の指定する取扱金融機関等は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第45条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第47条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金、および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとしします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（償還金の時効）

第48条 受益者が、償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第50条の規定にしたがいます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第50条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、

第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任または解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

③ 委託者は、受益者の利益のため合理的に必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

④ 本条に基づき受託者が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意だった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第44条第3項および第47条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第44条第3項および第47条第4項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第24条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年1月30日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラース・カナダ
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

